



大洲市教育委員会告示第3号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したので、大洲市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年大洲市条例第76号)第7条第2項の規定により、告示する。

令和7年12月16日

大洲市教育委員会
教育長 櫛 部 昭 彦



管理を行わせる施設の名称及び所在地	大洲市地域交流拠点施設しろしたテラス 大洲市大洲1番地5
指定管理者	大洲市徳森732番地26 かわまちコネク 代表 杉井 太一
指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで